

平成二十一年三月十日受領
答弁第一六六号

内閣衆質一七一第一六六号

平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員河村たかし君提出パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河村たかし君提出パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問に対する答弁書

(1) 及び (2) について

警察庁としては、都道府県警察においては、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条に規定する警察の責務を果たすため、現に犯罪が行われた場合等における証拠の保全、警察官の適正な職務執行についての検証等に資することを目的として、その実情に応じて、警ら用無線自動車、小型警ら車及び交通取締用の四輪自動車（以下「パトカー」という。）の一部にビデオカメラを搭載し、職務遂行上の必要性和国民のプライバシーの保護の要請を勘案しつつ、当該ビデオカメラによる撮影並びに当該撮影に係る画像及び音声（以下「画像等」という。）の管理に関する基準を定めるなどにより、当該ビデオカメラを適切に運用しているものと承知している。

(3) について

警察庁としては、都道府県警察において、犯罪捜査、交通取締り等に画像等を活用しており、そのうち交通部門においては、暴走族の取締りに画像等を活用しているものと承知しているが、お尋ねの件数については把握していない。

(4) について

都道府県警察のパトカーに搭載されているビデオカメラの台数等については、これを公にすることにより、各都道府県警察の地域警察活動及び交通取締りの体制が明らかになるなど、今後の地域警察活動及び交通取締りに支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えたい。